

## ※特に確認していただきたいポイント※

条例は、障がいや障がいのある人への理解を深め、障がいに関する差別をなくし、障害の有無によって分け隔てされることのない共生社会の実現のために取り組む基本的な事項を定めるものです。市民に働きかける雰囲気を意識し、語尾を「です・ます調」に変更しました。また、解説書も、条文の変更にあわせ、読みやすいように内容を見直しました。

### 「条例の名称」

- 案①：「差別解消」と「共生社会の実現」の両方がメイン
- 案②：「共生社会の実現」がメイン

### 前文

#### 第1章 総則（第1条、第2条）

##### 第1条「目的」

- ・「障害を理由とする差別の解消を通じ共生社会を実現すること」  
…目的と条例名があつてはいるか

##### 第2条「定義」

- ・(6) 合理的配慮の提供 → 県条例案を参考に拡大  
法は「障害のある人からの意思表示があった場合に提供」  
市は「意思表示がなくても、社会的障壁の除去必要としていることが認識できる場合にも、提供する」

##### 第3条「基本理念」

- ・7つの基本理念

#### 第4条「市の責務」・第5条「事業者の役割」・第6条「市民の役割」

- ・障がいを理由とした差別の解消の推進に関する取り組みについて、  
→市は「責務」、事業者は、「役割」とする

#### 第2章 障害を理由とする差別の解消（第7条、第8条）

##### 第7条「不当な差別的取り扱いの禁止」

##### 第8条「合理的配慮の提供」

- ・第2条「定義」(6) 合理的配慮の提供と同じ。  
市、事業者は「義務」  
市民は、「努力義務=努めなければならない」と拡大し、盛り込む

### 第3章 障害を理由とする差別に関する相談、解消のための対応（第9条～第14条）

第9条「相談」

第10条「あっせんの申し立て」

第11条「調査」

第12条「助言又はあっせん」

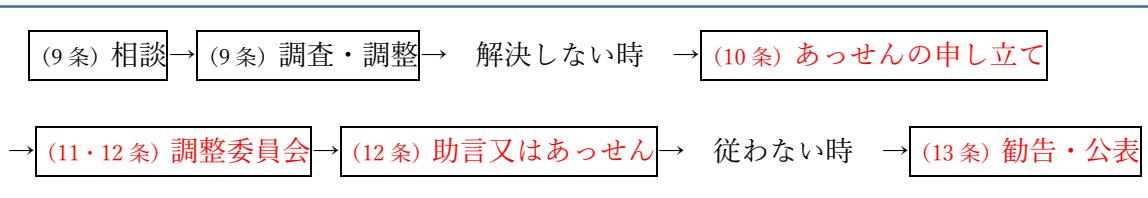
第13条「勧告及び公表の措置」

第14条「調整委員会の設置」

- ・条例制定を機として、相談から解決までの具体的な手順を規定する

相談～解決までの対応策を具体的に明記

※赤字を新たに規定する



#### ・「調整委員会」の設置（第14条）

「見附市障害者自立支援協議会設置要綱」第2条

…障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止、解決の取組みを行う



※これまで市窓口の相談で対応、協議会で図る事案はなかった

「見附市障害者自立支援協議会」内に差別の解消のための調整委員会を設置。

必要に応じて委員以外も招集できるよう新たに要領で規定する。

### 第4章 共生社会の実現に向けた取組み（第15条～第18条）

第15条「周知啓発の実施」

第16条「教育の取組み」

第17条「交流機会の創出」

第18条「意思疎通」

- ・相互理解の促進のため、市が取り組むこと

### 第5章 雜則

第19条「委任」